

東 近 江 市

都市計画法に基づく

開発許可制度の取扱い基準

平成31年(2019年)年4月1日改正

東近江市都市整備部都市計画課

本取扱い基準の位置づけ

東近江市では、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき申請された開発行為の許可等に関して、法令の定めに従って判断するための審査基準を定めている。

次の2つの基準は、行政手続法に基づく審査基準としている。

1. 都市計画法に基づく開発許可制度の取扱い基準
2. 都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準

本冊子は、上記1. であり、主に都市計画法に基づく開発許可制度全般に関することを記載したものである。具体的には、開発行為の許可手続、市街化調整区域における開発許可基準（いわゆる立地基準）等を記載している。

都市計画法第33条の開発許可の基準（いわゆる技術基準）に関する内容は、上記2. を参照すること。

（参考）行政手続法（平成5年法律第88号）抜粋

- 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下、「審査基準」という。）を定めるものとする。審査基準は、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。（行政手続法第2条、第5条第1項及び第2項）
- 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。（行政手続法第5条第3項）